

条例	規則	厚生労働省令
<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条・第2条）</p> <p>第2章 基本方針（第3条）</p> <p>第3章 設備及び運営に関する基準（第4条－第16条）</p> <p>第4章 雑則（第17条）</p> <p>附則</p> <p>第1章 総則</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第65条第1項の規定に基づき、軽費老人ホームの設備及び運営の基準を定めるものとする。</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において使用する用語の意義は、法の例による。</p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条・第2条）</p> <p>第2章 設備及び運営に関する基準（第3条－第24条）</p> <p>第3章 雑則（第25条）</p> <p>附則</p> <p>第1章 総則</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、福岡市軽費老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例（平成24年福岡市条例第65号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この規則において使用する用語の意義は、条例の例による。</p>	<p>社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第六十五条第一項の規定に基づき、軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を次のように定める。</p> <p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条）</p> <p>第二章 基本方針（第二条）</p> <p>第三章 設備及び運営に関する基準（第三条－第三十三条の二）</p> <p>第四章 都市型軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準（第三十四条－第三十九条）</p> <p>第五章 雑則（第四十条）</p> <p>附則</p> <p>第一章 総則</p> <p>（趣旨）</p> <p>第一条 軽費老人ホーム（老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第二十条の六に規定する軽費老人ホームをいう。以下同じ。）に係る社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号。以下「法」という。）第六十五条第二項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める基準とする。</p> <p>一 法第六十五条第一項の規定により、同条第二項第一号に掲げる事項について都道府県（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）にあっては、指定都市又は中核市。以下この条において同じ。）が条例を定めるに当たって従うべき基準 第五条第一項（第三十九条、附則第十条及び附則第十七条において準用する場合を含む。）及び第二項（第三十九条及び附則第十条において準用する場合を含む。）、第六条（第三十九条、附則第十条及び附則第十七条において準用する場合を含む。）、第十一条、第三十七条、附則第六条並びに附則第十四条の規定による基準</p> <p>二 法第六十五条第一項の規定により、同条第二項第二号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準 第十条第三項第一号、第四項第一号ハ及び第五項第一号ハ、第三十六条第三項第一号及び第四項第一号ハ、附則第五条第三項第一号及び第四項第一号ハ並びに附則第十三条第三項第一号及び第四項第一号ハの規定による基準</p>

条例	規則	厚生労働省令
<p style="text-align: center;">第2章 基本方針</p> <p>第3条 軽費老人ホームは、無料又は低額な料金で、身体機能の低下等により自立した日常生活を営むことについて不安があると認められる者であって、家族による援助を受けることが困難なものを入所させ、食事の提供、入浴等の準備、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上必要な便宜を提供することにより、入所者が安心して生き生きと明るく生活できるようにすることを目指すものでなければならない。</p> <p>2 軽費老人ホームは、入所者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立ってサービスの提供を行うように努めなければならない。</p> <p>3 軽費老人ホームは、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員による適切なサービスの提供に努めると</p>		<p>三 法第六十五条第一項の規定により、同条第二項第三号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準 第十二条第一項及び第二項（第三十九条、附則第十条及び附則第十七条において準用する場合を含む。）、第十七条第三項から第五項まで（第三十九条、附則第十条及び附則第十七条において準用する場合を含む。）、第二十四条の二（第三十九条、附則第十条及び附則第十七条において準備する場合を含む。）、第二十六条第二項（第三十九条、附則第十条及び附則第十七条において準用する場合を含む。）、第二十九条（第三十九条、附則第十条及び附則第十七条において準用する場合を含む。）、第三十三条（第三十九条、附則第十条及び附則第十七条において準用する場合を含む。）並びに第三十三条の二（第三十九条、附則第十条及び附則第十七条において準用する場合を含む。）の規定による基準</p> <p>四 法第六十五条第一項の規定により、同条第二項第四号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって標準とすべき基準 第三十五条、附則第四条及び附則第十二条の規定による基準</p> <p>五 法第六十五条第一項の規定により、同条第二項各号に掲げる事項以外の事項について都道府県が条例を定めるに当たって参酌すべき基準 この省令で定める基準のうち、前各号に定める基準以外のもの</p> <p style="text-align: center;">第二章 基本方針</p> <p style="text-align: center;">（基本方針）</p> <p>第二条 軽費老人ホームは、無料又は低額な料金で、身体機能の低下等により自立した日常生活を営むことについて不安があると認められる者であって、家族による援助を受けることが困難なものを入所させ、食事の提供、入浴等の準備、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上必要な便宜を提供することにより、入所者が安心して生き生きと明るく生活できるようにすることを目指すものでなければならない。</p> <p>2 軽費老人ホームは、入所者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立ってサービスの提供を行うように努めなければならない。</p> <p>3 軽費老人ホームは、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員による適切なサービスの提供に努めると</p>

条例	規則	厚生労働省令
<p>ともに、本市、老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。</p> <p>4 軽費老人ホームは、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</p> <p>第3章 設備及び運営に関する基準</p> <p>(構造設備等の一般原則)</p> <p>第4条 軽費老人ホームの配置、構造及び設備は、日照、採光、換気等入所者の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮されたものでなければならない。</p> <p>2 軽費老人ホームの立地に当たっては、入所者の外出の機会や地域住民との交流の機会が確保されるよう努めなければならない。</p>	<p>第2章 設備及び運営に関する基準</p> <p>(設備の専用)</p> <p>第3条 軽費老人ホームの設備は、専ら当該軽費老人ホームの用に供するものでなければならない。ただし、入所者に提供するサービスに支障がない場合は、この限りでない。</p> <p>(職員の資格要件)</p> <p>第4条 施設長は、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第19条第1項各号のいずれかに該当する者若しくは社会福祉事業に2年以上従事した者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。</p> <p>2 第17条第1項の生活相談員は、社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。</p> <p>(職員の専従)</p> <p>第5条 軽費老人ホームの職員は、専ら当該軽費老人ホームの職務に従事する者でなければならない。ただし、入所者に提供するサービスに支障がない場合は、この限りでない。</p>	<p>厚生労働省令</p> <p>ともに、市町村(特別区を含む。以下同じ。)、老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。</p> <p>4 軽費老人ホームは、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</p> <p>第三章 設備及び運営に関する基準</p> <p>(構造設備等の一般原則)</p> <p>第三条 軽費老人ホームの配置、構造及び設備は、日照、採光、換気等入所者の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮されたものでなければならない。</p> <p>2 軽費老人ホームの立地に当たっては、入所者の外出の機会や地域住民との交流の機会が確保されるよう努めなければならない。</p> <p>(設備の専用)</p> <p>第四条 軽費老人ホームの設備は、専ら当該軽費老人ホームの用に供するものでなければならない。ただし、入所者に提供するサービスに支障がない場合には、この限りでない。</p> <p>(職員の資格要件)</p> <p>第五条 軽費老人ホームの長(以下「施設長」という。)は、法第十九条第一項各号のいずれかに該当する者若しくは社会福祉事業に二年以上従事した者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。</p> <p>2 第二十三条第一項の生活相談員は、社会福祉法第十九条第一項各号のいずれかに該当する者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。</p> <p>(職員の専従)</p> <p>第六条 軽費老人ホームの職員は、専ら当該軽費老人ホームの職務に従事する者でなければならない。ただし、入所者に提供するサービスに支障がない場合には、この限りでない。</p>

条例	規則	厚生労働省令
<p>(非常災害対策)</p> <p>第5条 軽費老人ホームは、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、定期的に避難、救出その他の必要な訓練を行わなければならない。</p> <p>2 軽費老人ホームは、前項に規定する具体的計画を立てる際には、想定される非常災害の種類及び規模に応じ、それぞれ立てなければならない。</p> <p>3 軽費老人ホームは、第1項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。</p>	<p>(運営規程)</p> <p>第6条 軽費老人ホームは、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）を定めておかななければならない。</p> <p>(1) 施設の目的及び運営の方針</p> <p>(2) 職員の職種、数及び職務の内容</p> <p>(3) 入所定員</p> <p>(4) 入所者に提供するサービスの内容及び利用料その他の費用の額</p> <p>(5) 施設の利用に当たっての留意事項</p> <p>(6) 非常災害対策</p> <p>(7) 虐待の防止のための措置に関する事項</p> <p>(8) その他施設の運営に関する重要事項</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第7条 軽費老人ホームは、設備、職員及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。</p> <p>2 軽費老人ホームは、入所者に対するサービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1) 入所者に提供するサービスに関する計画</p> <p>(2) 提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(3) 条例第11条第5項第3号に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない場合の具体的内容の記録</p> <p>(4) 条例第14条第2項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>(5) 条例第15条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p>	<p>(運営規程)</p> <p>第七条 軽費老人ホームは、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）を定めておかななければならない。</p> <p>一 施設の目的及び運営の方針</p> <p>二 職員の職種、数及び職務の内容</p> <p>三 入所定員</p> <p>四 入所者に提供するサービスの内容及び利用料その他の費用の額</p> <p>五 施設の利用に当たっての留意事項</p> <p>六 非常災害対策</p> <p>七 虐待の防止のための措置に関する事項</p> <p>八 その他施設の運営に関する重要事項</p> <p>(非常災害対策)</p> <p>第八条 軽費老人ホームは、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知しなければならない。</p> <p>2 軽費老人ホームは、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。</p> <p>3 軽費老人ホームは、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第九条 軽費老人ホームは、設備、職員及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。</p> <p>2 軽費老人ホームは、入所者に提供するサービスの状況に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。</p> <p>一 入所者に提供するサービスに関する計画</p> <p>二 提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>三 第十七条第三項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>四 第三十一条第二項の苦情の内容等の記録</p> <p>五 第三十三条第二項の事故の状況及び事故に際して採った処置についての同条第三項の記録</p>

条例	規則	厚生労働省令
<p>(設備)</p> <p>第6条 軽費老人ホームの建物(入所者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。)は、耐火建築物(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。以下同じ。)又は準耐火建築物(同条第9号の3に規定する準耐火建築物をいう。以下同じ。)でなければならない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、市長が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、規則で定める要件を満たす木造かつ平屋建ての軽費老人ホームの建物であって、火災に係る入所者の安全性が確保されていると認めるときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。</p> <p>3 軽費老人ホームには、次に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより、当該軽費老人ホームの効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者に提供するサービスに支障がないときは、次に掲げる設備の一部を設けないことができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 居室</li> <li>(2) 談話室、娯楽室又は集会室</li> <li>(3) 食堂</li> <li>(4) 浴室</li> <li>(5) 洗面所</li> <li>(6) 便所</li> <li>(7) 調理室</li> <li>(8) 面談室</li> <li>(9) 洗濯室又は洗濯場</li> <li>(10) 汚物処理室</li> <li>(11) 宿直室</li> <li>(12) 前各号に掲げるもののほか、事務室その他の運営上必要な設備</li> </ol>	<p>(設備)</p> <p>第8条 条例第6条第2項の要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。</li> <li>(2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。</li> <li>(3) 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。</li> </ol>	<p>(設備の基準)</p> <p>第十条 軽費老人ホームの建物(入所者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。)は、耐火建築物(建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第二条第九号の二に規定する耐火建築物をいう。以下同じ。)又は準耐火建築物(同条第九号の三に規定する準耐火建築物をいう。以下同じ。)でなければならない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、都道府県知事(指定都市又は中核市にあっては、指定都市又は中核市の長。以下同じ。)が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての軽費老人ホームの建物であって、火災時における入所者の安全性が確保されているものと認めるときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>一 スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。</li> <li>二 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。</li> <li>三 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。</li> </ol> <p>3 軽費老人ホームには、次の各号に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより、当該軽費老人ホームの効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者に提供するサービスに支障がないときは、設備の一部を設けないことができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>一 居室</li> <li>二 談話室、娯楽室又は集会室</li> <li>三 食堂</li> <li>四 浴室</li> <li>五 洗面所</li> <li>六 便所</li> <li>七 調理室</li> <li>八 面談室</li> <li>九 洗濯室又は洗濯場</li> <li>十 宿直室</li> <li>十一 前各号に掲げるもののほか、事務室その他の運営上必要な設備</li> </ol>

条例	規則	厚生労働省令
<p>4 前項各号に掲げる設備その他軽費老人ホームの設備に関し必要な基準は、規則で定める。</p>	<p>2 条例第6条第3項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 居室</p> <p>ア 一の居室の定員は、1人とする。ただし、入所者へのサービスの提供上市長が必要と認める場合は、2人とすることができる。</p> <p>イ 地階に設けてはならないこと。</p> <p>ウ 一の居室の床面積は、21.6平方メートル（エの設備を除いた有効面積は、14.85平方メートル）以上とすること。ただし、アただし書の場合にあっては、31.9平方メートル以上とする。</p> <p>エ 洗面所、便所、収納設備及び簡易な調理設備を設けること。</p> <p>オ 緊急の連絡のためのブザー又はこれに代わる設備を設けること。</p> <p>(2) 浴室 入所者が入浴するのに適したものとするほか、必要に応じて、介護を必要とする者が入浴できるようにするための設備を設けること。</p> <p>(3) 調理室 火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。</p> <p>3 前項第1号の規定にかかわらず、10程度の数の居室及び当該居室に近接して設けられる共同生活室（当該居室の入所者が談話室、娯楽室又は集会室及び食堂として使用することが可能な部屋をいう。以下この項において同じ。）により構成される区画における設備の基準は、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 居室</p> <p>ア 一の居室の定員は、1人とする。ただし、入所者へのサービスの提供上市長が必要と認める場合は、2人とすることができる。</p> <p>イ 地階に設けてはならないこと。</p> <p>ウ 一の居室の床面積は、15.63平方メートル（エの設備を除いた有効面積は、13.2平方メートル）以上とすること。ただし、アただし書の場合にあっては、23.45平方メートル以上とする。</p> <p>エ 洗面所、便所、収納設備及び簡易な調理設備を設けること。ただし、共同生活室ごとに便所及び調理設備を適当数設ける場合にあっては、居室ごとの便所及び簡易な調理設備を設けないことができる。</p> <p>オ 緊急の連絡のためのブザー又はこれに代わる設備を設けること。</p> <p>(2) 共同生活室</p> <p>ア 同一区画内の入所者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。</p> <p>イ 必要な設備及び備品を備えること。</p>	<p>4 前項第一号、第四号及び第七号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 居室</p> <p>イ 一の居室の定員は、一人とすること。ただし、入所者へのサービスの提供上必要と認められる場合は、二人とすることができる。</p> <p>ロ 地階に設けてはならないこと。</p> <p>ハ 一の居室の床面積は、二十一・六平方メートル（ニの設備を除いた有効面積は十四・八五平方メートル）以上とすること。ただし、イただし書の場合にあっては、三十一・九平方メートル以上とすること。</p> <p>ニ 洗面所、便所、収納設備及び簡易な調理設備を設けること。</p> <p>ホ 緊急の連絡のためのブザー又はこれに代わる設備を設けること。</p> <p>二 浴室 老人が入浴するのに適したものとするほか、必要に応じて、介護を必要とする者が入浴できるようにするための設備を設けること。</p> <p>三 調理室 火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。</p> <p>5 前項第一号の規定にかかわらず、十程度の数の居室及び当該居室に近接して設けられる共同生活室（当該居室の入所者が談話室、娯楽室又は集会室及び食堂として使用することが可能な部屋をいう。以下この項において同じ。）により構成される区画における設備の基準は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>一 居室</p> <p>イ 一の居室の定員は、一人とすること。ただし、入所者へのサービスの提供上必要と認められる場合は、二人とすることができる。</p> <p>ロ 地階に設けてはならないこと。</p> <p>ハ 一の居室の床面積は、十五・六三平方メートル（ニの設備を除いた有効面積は十三・二平方メートル）以上とすること。ただし、イただし書の場合にあっては、二十三・四五平方メートル以上とすること。</p> <p>ニ 洗面所、便所、収納設備及び簡易な調理設備を設けること。ただし、共同生活室ごとに便所及び調理設備を適当数設ける場合にあっては、居室ごとの便所及び簡易な調理設備を設けないことができる。</p> <p>ホ 緊急の連絡のためのブザー又はこれに代わる設備を設けること。</p> <p>二 共同生活室</p> <p>イ 同一区画内の入所者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。</p> <p>ロ 必要な設備及び備品を備えること。</p>

条例	規則	厚生労働省令
<p>(職員配置の基準)</p> <p>第7条 軽費老人ホームには、次に掲げる職員を置かなければならない。ただし、入所定員が40人以下又は他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより効果的な運営を期待することができる軽費老人ホーム(入所者に提供するサービスに支障がない場合に限る。)にあっては第4号の栄養士を、調理業務の全部を委託する軽費老人ホームにあっては第6号の調理員を置かないことができる。</p> <p>(1) 軽費老人ホームの長(以下「施設長」という。)</p> <p>(2) 生活相談員</p> <p>(3) 介護職員</p>	<p>4 前3項に規定するもののほか、軽費老人ホームの設備の基準は、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 施設内に一斉に放送できる設備を設置すること。</p> <p>(2) 居室が2階以上の階にある場合にあっては、エレベーターを設けること。</p> <p>(3) 入所者の安全性を確保するために必要な箇所に手すりを設けること。</p> <p>(職員配置の基準)</p> <p>第9条 条例第7条第1項各号に掲げる職員の員数は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める員数とする。</p> <p>(1) 施設長 1</p> <p>(2) 生活相談員 入所者の数が120又はその端数を増すごとに1以上</p> <p>(3) 介護職員</p> <p>ア 一般入所者(入所者であって、指定特定施設入居者生活介護(福岡市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例(平成24年福岡市条例第66号)第114条第1項に規定する指定特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。)、指定介護予防特定施設入居者生活介護(福岡市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営等の基準等を定める条例(平成24年福岡市条例第70号)第106条第1項に規定する指定介護予防特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。))又は指定地域密着型特定施設入居者生活介護(福岡市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例(平成24年福岡市条例第67号)第62条第1項に規定する指定地域密着型特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。))の提供を受けていない者をいう。以下同じ。)の数が30以下の軽費老人ホームにあっては、常勤換算方法(当該職員のそれぞれの勤務延時間数の総数を当該軽費老人ホームにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより常勤の職員の員数に換算する方法をいう。以下この項において同じ。)で、1以上</p>	<p>6 前各項に規定するもののほか、軽費老人ホームの設備の基準は、次に定めるところによる。</p> <p>一 施設内に一斉に放送できる設備を設置すること。</p> <p>二 居室が二階以上の階にある場合にあっては、エレベーターを設けること。</p> <p>(職員配置の基準)</p> <p>第十一条 軽費老人ホームに置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。ただし、入所定員が四十人以下又は他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより効果的な運営を期待することができる軽費老人ホーム(入所者に提供するサービスに支障がない場合に限る。)にあっては第四号の栄養士を、調理業務の全部を委託する軽費老人ホームにあっては第六号の調理員を置かないことができる。</p> <p>一 施設長 一</p> <p>二 生活相談員 入所者の数が百二十又はその端数を増すごとに一以上</p> <p>三 介護職員</p> <p>イ 一般入所者(入所者であって、指定特定施設入居者生活介護(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成十一年厚生省令第三十七号)第百七十四条第一項に規定する指定特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。))、指定介護予防特定施設入居者生活介護(指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成十八年厚生労働省令第三十五号)第二百三十条第一項に規定する指定介護予防特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。))又は指定地域密着型特定施設入居者生活介護(指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第三十四号)第百九条第一項に規定する指定地域密着型特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。))の提供を受けていない者をいう。以下同じ。)の数が三十以下の軽費老人ホームにあっては、常勤換算方法で、一以上</p>

条例	規則	厚生労働省令
<p>(4) 栄養士 (5) 事務員 (6) 調理員その他の職員</p> <p>2 前項各号に掲げる職員に関し必要な基準は、規則で定める。</p>	<p>イ 一般入所者の数が30を超えて80以下の軽費老人ホームにあつては、常勤換算方法で、2以上 ウ 一般入所者の数が80を超える軽費老人ホームにあつては、常勤換算方法で、2に実情に応じた適当数を加えて得た数</p> <p>(4) 栄養士 1以上 (5) 事務員 1以上 (6) 調理員その他の職員 当該軽費老人ホームの実情に応じた適当数</p> <p>2 前項の入所者及び一般入所者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規設置又は再開の場合は、推定数による。</p> <p>3 第1項第1号の施設長は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該軽費老人ホームの管理上支障がない場合には、同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。</p> <p>4 第1項第2号の生活相談員を置く場合にあつては、当該生活相談員のうち1人以上は、常勤でなければならない。</p> <p>5 指定特定施設入居者生活介護、指定介護予防特定施設入居者生活介護又は指定地域密着型特定施設入居者生活介護を行う軽費老人ホームにあつては、入所者に提供するサービスに支障がないときは、第1項第2号の生活相談員のうち1人を置かないことができる。</p> <p>6 第1項第3号の介護職員のうち1人以上は、常勤でなければならない。</p> <p>7 第1項第3号の介護職員は、入所者の身体機能の状況、併設する社会福祉施設等との連携、介護保険サービス等の活用その他の方法により当該軽費老人ホームの効果的な運営を期待することができる場合であつて、入所者に提供するサービスに支障がないときは、あらかじめ入所者の全員の同意を得て、当該介護職員のうち1人を置かないことができる。</p> <p>8 第5項及び第7項の規定にかかわらず、生活相談員又は介護職員については、いずれか1人を置かななければならない。</p> <p>9 第1項第4号の栄養士及び同項第5号の事務員のそれぞれのうち1人は、常勤でなければならない。</p> <p>10 第1項第5号の事務員は、入所定員が60人以下の場合又は他の社会福祉施設等を併設する軽費老人ホームにおいては、入所者に提供するサービスに支障がない場合は、当該事務員を置かないことができる。</p>	<p>ロ 一般入所者の数が三十を超えて八十以下の軽費老人ホームにあつては、常勤換算方法で、二以上 ハ 一般入所者の数が八十を超える軽費老人ホームにあつては、常勤換算方法で、二に実情に応じた適当数を加えて得た数</p> <p>四 栄養士 一以上 五 事務員 一以上 六 調理員その他の職員 当該軽費老人ホームの実情に応じた適当数</p> <p>2 前項の入所者及び一般入所者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規設置又は再開の場合は、推定数による。</p> <p>3 第一項の常勤換算方法とは、当該職員のそれぞれの勤務延時間数の総数を当該軽費老人ホームにおいて常勤の職員が勤務する時間数で除することにより常勤の職員の員数に換算する方法をいう。</p> <p>4 第一項第一号の施設長は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該軽費老人ホームの管理上支障がない場合には、同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。</p> <p>5 第一項第二号の生活相談員を置く場合にあつては、当該生活相談員のうち一人以上は、常勤の者でなければならない。</p> <p>6 指定特定施設入居者生活介護、指定介護予防特定施設入居者生活介護又は指定地域密着型特定施設入居者生活介護を行う軽費老人ホームにあつては、入所者に提供するサービスに支障がないときは、第一項第二号の生活相談員のうち一人を置かないことができる。</p> <p>7 第一項第三号の介護職員のうち一人以上は、常勤の者でなければならない。</p> <p>8 第一項第三号の介護職員は、入所者の身体機能の状況、併設する社会福祉施設等との連携、介護保険サービス等の活用その他の方法により当該軽費老人ホームの効果的な運営を期待することができる場合であつて、入所者に提供するサービスに支障がないときは、あらかじめ入所者の全員の同意を得て、当該介護職員のうち一人を置かないことができる。</p> <p>9 第六項及び第八項の規定にかかわらず、生活相談員又は介護職員については、いずれか一人を置かななければならない。</p> <p>10 第一項第四号の栄養士及び同項第五号の事務員のそれぞれのうち一人は、常勤でなければならない。</p> <p>11 第一項第五号の事務員は、入所定員が六十人以下の場合又は他の社会福祉施設等を併設する軽費老人ホームにおいては、入所者に提供するサービスに支障がない場合は、当該事務員を置かないことができる。</p>



条例	規則	厚生労働省令
<p>(入所申込者等に対する説明等)</p> <p>第8条 軽費老人ホームは、サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、入所申込者又はその家族に対し、施設の運営についての重要事項に関する規程の概要、職員の勤務の体制その他の入所申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該サービスの提供に関する契約を文書により締結しなければならない。</p> <p>2 軽費老人ホームは、前項の契約において、入所者の権利を不当に狭めるような契約解除の条件を定めてはならない。</p>	<p>11 第1項第6号の規定にかかわらず、サテライト型軽費老人ホーム（当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の介護老人保健施設若しくは介護医療院又は診療所であって当該施設に対する支援機能を有するもの（以下この項において「本体施設」という。）との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される入所定員が29人以下の軽費老人ホームをいう。以下この項において同じ。）の調理員その他の職員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める職員により当該サテライト型軽費老人ホームの入所者に提供するサービスが適切に行われていると認められるときは、これを置かないことができる。</p> <p>(1) 介護老人保健施設又は介護医療院 調理員又はその他の従業者</p> <p>(2) 診療所 その他の従業者</p> <p>12 夜間及び深夜の時間帯を通じて1人以上の職員に宿直勤務又は夜間及び深夜の勤務（宿直勤務を除く。）を行わせなければならない。ただし、当該軽費老人ホームの敷地内に職員宿舎が整備されていること等により、職員が緊急時に迅速に対応できる体制が整備されている場合は、この限りでない。</p> <p>(重要事項の電磁的方法による提供)</p> <p>第10条 軽費老人ホームは、入所申込者又はその家族からの申出があった場合には、条例第8条第1項の規定による文書の交付に代えて、第3項で定めるところにより、当該入所申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項（以下この条において「重要事項」という。）を電子情報処理組織（軽費老人ホームの使用に係る電子計算機と、入所申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この項において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的</p>	<p>12 第一項第六号の規定にかかわらず、サテライト型軽費老人ホーム（当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の介護老人保健施設若しくは介護医療院又は診療所であって当該施設に対する支援機能を有するもの（以下この項において「本体施設」という。）との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される入所定員が二十九人以下の軽費老人ホームをいう。以下この項において同じ。）の調理員その他の職員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型軽費老人ホームの入所者に提供するサービスが適切に行われていると認められるときは、これを置かないことができる。</p> <p>一 介護老人保健施設又は介護医療院 調理員又はその他の従業者</p> <p>二 診療所 その他の従業者</p> <p>13 夜間及び深夜の時間帯を通じて一以上の職員に宿直勤務又は夜間及び深夜の勤務（宿直勤務を除く。）を行わせなければならない。ただし、当該軽費老人ホームの敷地内に職員宿舎が整備されていること等により、職員が緊急時に迅速に対応できる体制が整備されている場合は、この限りでない。</p> <p>(入所申込者等に対する説明等)</p> <p>第十二条 軽費老人ホームは、サービスの提供の開始に際しては、あらかじめ、入所申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、職員の勤務の体制その他の入所申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該サービスの提供に関する契約を文書により締結しなければならない。</p> <p>2 軽費老人ホームは、前項の契約において、入所者の権利を不当に狭めるような契約解除の条件を定めてはならない。</p> <p>3 軽費老人ホームは、入所申込者又はその家族からの申出があった場合には、第一項の規定による文書の交付に代えて、第六項で定めるところにより、当該入所申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該軽費老人ホームは、当該文書を交付したものとみなす。</p>

条例	規則	厚生労働省令
	<p>方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該軽費老人ホームは、当該文書を交付したものとみなす。</p> <p>(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの</p> <p>ア 軽費老人ホームの使用に係る電子計算機と入所申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法</p> <p>イ 軽費老人ホームの使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された重要事項を電気通信回線を通じて入所申込者又はその家族の閲覧に供し、当該入所申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（第3項の承諾又は第4項の申出をする場合にあっては、軽費老人ホームの使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）</p> <p>(2) 磁気ディスク、CD-ROMその他これらに準じる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに重要事項を記録したものを交付する方法</p> <p>2 前項に掲げる方法は、入所申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。</p> <p>3 軽費老人ホームは、第1項の規定により重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該入所申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。</p> <p>(1) 第1項各号に規定する方法のうち軽費老人ホームが使用するもの</p> <p>(2) ファイルへの記録の方式</p> <p>4 前項の承諾を得た軽費老人ホームは、当該入所申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該入所申込者又はその家族に対し、重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該入所申込者又はその家族が再び同項の承諾をした場合</p>	<p>一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの</p> <p>イ 軽費老人ホームの使用に係る電子計算機と入所申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法</p> <p>ロ 軽費老人ホームの使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された第一項の重要事項を電気通信回線を通じて入所申込者又はその家族の閲覧に供し、当該入所申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、軽費老人ホームの使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）</p> <p>二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに第一項の重要事項を記録したものを交付する方法</p> <p>4 前項に掲げる方法は、入所申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。</p> <p>5 第三項第一号の電子情報処理組織とは、軽費老人ホームの使用に係る電子計算機と、入所申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。</p> <p>6 軽費老人ホームは、第三項の規定により第一項の重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該入所申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。</p> <p>一 第三項各号に規定する方法のうち軽費老人ホームが使用するもの</p> <p>二 ファイルへの記録の方式</p> <p>7 前項の規定による承諾を得た軽費老人ホームは、当該入所申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該入所申込者又はその家族に対し、第一項の重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該入所申込者又はその家族が再び前項</p>

条例	規則	厚生労働省令
<p>(対象者)</p> <p>第9条 軽費老人ホームの入所者は、次に定める要件を満たす者とする。</p> <p>(1) 身体機能の低下等により自立した日常生活を営むことについて不安があると認められる者であって、家族による援助を受けることが困難な者</p> <p>(2) 60歳以上の者。ただし、その者の配偶者、3親等内の親族その他特別な事情により当該者と共に入所させることが必要と認められる者については、この限りでない。</p> <p>(入退所)</p> <p>第10条 軽費老人ホームは、入所予定者の入所に際しては、その者の心身の状況、生活の状況、家庭の状況等の把握に努めなければならない。</p> <p>2 軽費老人ホームは、入所者の心身の状況、入所中に提供することができるサービスの内容等に照らし、軽費老人ホームにおいて日常生活を営むことが困難となったと認められる入所者に対し、その者及びその家族の希望を十分に勘案し、その者の状態に適合するサービスに関する情報の提供を行うとともに、適切な他のサービスを受けることができるよう必要な援助に努めなければならない。</p> <p>3 軽費老人ホームは、入所者の退所に際しては、居宅サービス計画（介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第24項に規定する居宅サービス計画をいう。）又は施設サービス計画（同条第26項に規定する施設サービス計画をいう。）の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者（同条第24項に規定する居宅介護支援事業を行う者をいう。）又は介護保険施設（同条第25項に規定する介護保険施設をいう。）に対する情報の提供に努めるほか、その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。</p>	<p>は、この限りでない。</p> <p>(サービスの提供の記録)</p> <p>第11条 軽費老人ホームは、提供した具体的なサービスの内容等を記録しなければならない。</p> <p>2 軽費老人ホームは、入所者から前項の規定による記録に係る情報の提供の申出があった場合には、当該記録の写しの交付その他適切な方法により、提供しなければならない。</p>	<p>の規定による承諾をした場合は、この限りでない。</p> <p>(対象者)</p> <p>第十三条 軽費老人ホームの入所者は、次の各号に規定する要件を満たす者とする。</p> <p>一 身体機能の低下等により自立した日常生活を営むことについて不安があると認められる者であって、家族による援助を受けることが困難な者。</p> <p>二 六十歳以上の者。ただし、その者の配偶者、三親等内の親族その他特別な事情により当該者と共に入所させることが必要と認められる者については、この限りでない。</p> <p>(入退所)</p> <p>第十四条 軽費老人ホームは、入所予定者の入所に際しては、その者の心身の状況、生活の状況、家庭の状況等の把握に努めなければならない。</p> <p>2 軽費老人ホームは、入所者の心身の状況、入所中に提供することができるサービスの内容等に照らし、軽費老人ホームにおいて日常生活を営むことが困難となったと認められる入所者に対し、その者及びその家族の希望を十分に勘案し、その者の状態に適合するサービスに関する情報の提供を行うとともに、適切な他のサービスを受けることができるよう必要な援助に努めなければならない。</p> <p>3 軽費老人ホームは、入所者の退所に際しては、居宅サービス計画（介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八条第二十四項に規定する居宅サービス計画をいう。以下同じ。）又は施設サービス計画（同条第二十六項に規定する施設サービス計画をいう。以下同じ。）の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者（同条第二十四項に規定する居宅介護支援事業を行う者をいう。）又は介護保険施設（同条第二十五項に規定する介護保険施設をいう。）に対する情報の提供に努めるほか、その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。</p> <p>(サービスの提供の記録)</p> <p>第十五条 軽費老人ホームは、提供した具体的なサービスの内容等を記録しなければならない。</p>

条例	規則	厚生労働省令
<p>(サービス提供の方針)</p> <p>第11条 軽費老人ホームは、入所者について、安心して生き生きと明るく生活できるよう、その心身の状況や希望に応じたサービスの提供を行うとともに、生きがいをもって生活できるようにするための機会を適切に提供しなければならない。</p> <p>2 軽費老人ホームの職員は、入所者に対するサービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、入所者又はその家族に対し、サービスの提供を行う上で必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。</p> <p>3 軽費老人ホームは、入所者に対するサービスの提供に当たっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。</p> <p>4 前項の緊急やむを得ない場合とは、身体拘束廃止委員会（施設長及び入所者のサービスの提供を担当する者から構成され、身体的拘束等に係る判断、身体的拘束等の適正化のための対策その他必要な</p>	<p>(利用料の受領)</p> <p>第12条 軽費老人ホームは、入所者から利用料として、次に掲げる費用の支払を受けることができる。</p> <p>(1) サービスの提供に要する費用(入所者の所得の状況その他の事情を勘案して徴収すべき費用として市長が定める額に限る。)</p> <p>(2) 生活費(食材料費及び共用部分に係る光熱水費に限る。)</p> <p>(3) 居住に要する費用(前号の光熱水費及び次号の費用を除く。)</p> <p>(4) 居室に係る光熱水費</p> <p>(5) 入所者が選定する特別なサービスの提供を行ったことに伴い必要となる費用</p> <p>(6) 前各号に掲げるもののほか、軽費老人ホームにおいて提供される便宜のうち日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、入所者に負担させることが適当と認められるもの</p> <p>2 軽費老人ホームは、前項各号に掲げる費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入所者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、入所者の同意を得なければならない。</p> <p>3 第1項第2号の生活費は、地域の実情、物価の変動その他の事情を勘案して市長が定める額を上限額とする。</p>	<p>(利用料の受領)</p> <p>第十六条 軽費老人ホームは、入所者から利用料として、次に掲げる費用の支払を受けることができる。</p> <p>一 サービスの提供に要する費用(入所者の所得の状況その他の事情を勘案して徴収すべき費用として都道府県知事が定める額に限る。)</p> <p>二 生活費(食材料費及び共用部分に係る光熱水費に限る。)</p> <p>三 居住に要する費用(前号の光熱水費及び次号の費用を除く。)</p> <p>四 居室に係る光熱水費</p> <p>五 入所者が選定する特別なサービスの提供を行ったことに伴い必要となる費用</p> <p>六 前各号に掲げるもののほか、軽費老人ホームにおいて提供される便宜のうち日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、入所者に負担させることが適当と認められるもの</p> <p>2 軽費老人ホームは、前項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入所者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、入所者の同意を得なければならない。</p> <p>3 第一項第二号の生活費は、地域の実情、物価の変動その他の事情を勘案して都道府県知事が定める額を上限額とする。</p> <p>(サービス提供の方針)</p> <p>第十七条 軽費老人ホームは、入所者について、安心して生き生きと明るく生活できるよう、その心身の状況や希望に応じたサービスの提供を行うとともに、生きがいをもって生活できるようにするための機会を適切に提供しなければならない。</p> <p>2 軽費老人ホームの職員は、入所者に対するサービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、入所者又はその家族に対し、サービスの提供を行う上で必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。</p> <p>3 軽費老人ホームは、入所者に対するサービスの提供に当たっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。</p>

条例	規則	厚生労働省令
<p>事項について検討を行う会議をいい、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。以下同じ。）が次のいずれにも該当すると判断した場合とする。</p> <p>(1) 入所者又は他の入所者等の生命又は身体に危険が及ぶ可能性が著しく高いこと。</p> <p>(2) 身体的拘束等を行う以外に当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するための手段がないこと。</p> <p>(3) 身体的拘束等が一時的なものであること。</p> <p>5 軽費老人ホームは、身体的拘束等を行うに当たっては、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 前項の規定による身体拘束廃止委員会の判断の結果について、介護職員その他の職員に周知徹底を図ること。</p> <p>(2) 当該身体的拘束等が必要な理由、その態様、時間その他必要な事項について入所者又はその家族に対して説明した上で、文書により入所者の同意を得ること。</p> <p>(3) 当該身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに第3項の緊急やむを得ない場合の具体的内容を記録すること。</p> <p>6 軽費老人ホームは、身体的拘束等を行っている場合にあつては、その間、当該身体的拘束等が第4項各号に定める要件のいずれにも該当するかについて判断するため、身体拘束廃止委員会を必要に応じ随時開催しなければならない。この場合において、当該身体的拘束等が同項各号に定める要件のいずれかに該当しないと判断されたときは、直ちに当該身体的拘束等を廃止するものとする。</p> <p>7 軽費老人ホームは、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 身体拘束廃止委員会を3月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。</p> <p>(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。</p>		<p>4 軽費老人ホームは、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</p> <p>5 軽費老人ホームは、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。</p> <p>三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。</p>

条例	規則	厚生労働省令
	<p>(食事)</p> <p>第13条 軽費老人ホームは、栄養並びに入所者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を、適切な時間に提供しなければならない。</p> <p>(生活相談等)</p> <p>第14条 軽費老人ホームは、常に入所者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。</p> <p>2 軽費老人ホームは、要介護認定（介護保険法（平成9年法律第123号）第19条第1項に規定する要介護認定をいう。）の申請等入所者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続について、その者又はその家族が行うことが困難である場合には、その者の意思を踏まえて速やかに必要な支援を行わなければならない。</p> <p>3 軽費老人ホームは、常に入所者の家族との連携を図るとともに、入所者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。</p> <p>4 軽費老人ホームは、入所者の外出の機会を確保するよう努めなければならない。</p> <p>5 軽費老人ホームは、2日に1回以上の頻度で入浴の機会を提供する等の適切な方法により、入所者の清潔の保持に努めなければならない。</p> <p>6 軽費老人ホームは、入所者からの要望を考慮し、適宜レクリエーション行事を実施するよう努めなければならない。</p> <p>(居宅サービス等の利用)</p> <p>第15条 軽費老人ホームは、入所者が要介護状態等（介護保険法第2条第1項に規定する要介護状態等をいう。）となった場合には、その心身の状況、置かれている環境等に応じ、適切に居宅サービス等（同法第23条に規定する居宅サービス等をいう。以下同じ。）を受けられることができるよう、必要な援助を行わなければならない。</p> <p>(健康の保持)</p> <p>第16条 軽費老人ホームは、入所者について、定期的に健康診断を受ける機会を提供しなければならない。</p> <p>2 軽費老人ホームは、入所者について、健康の保持に努めなければならない。</p> <p>(施設長の責務)</p> <p>第12条 施設長は、軽費老人ホームの職員</p>	<p>(食事)</p> <p>第十八条 軽費老人ホームは、栄養並びに入所者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を、適切な時間に提供しなければならない。</p> <p>(生活相談等)</p> <p>第十九条 軽費老人ホームは、常に入所者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。</p> <p>2 軽費老人ホームは、要介護認定（介護保険法第十九条第一項に規定する要介護認定をいう。）の申請等入所者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続について、その者又はその家族が行うことが困難である場合には、その者の意思を踏まえて速やかに必要な支援を行わなければならない。</p> <p>3 軽費老人ホームは、常に入所者の家族との連携を図るとともに、入所者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。</p> <p>4 軽費老人ホームは、入所者の外出の機会を確保するよう努めなければならない。</p> <p>5 軽費老人ホームは、二日に一回以上の頻度で入浴の機会を提供する等の適切な方法により、入所者の清潔の保持に努めなければならない。</p> <p>6 軽費老人ホームは、入所者からの要望を考慮し、適宜レクリエーション行事を実施するよう努めなければならない。</p> <p>(居宅サービス等の利用)</p> <p>第二十条 軽費老人ホームは、入所者が要介護状態等（介護保険法第二条第一項に規定する要介護状態等をいう。）となった場合には、その心身の状況、置かれている環境等に応じ、適切に居宅サービス等（同法第二十三条に規定する居宅サービス等をいう。以下同じ。）を受けられることができるよう、必要な援助を行わなければならない。</p> <p>(健康の保持)</p> <p>第二十一条 軽費老人ホームは、入所者について、定期的に健康診断を受ける機会を提供しなければならない。</p> <p>2 軽費老人ホームは、入所者について、健康の保持に努めなければならない。</p> <p>(施設長の責務)</p> <p>第二十二条 軽費老人ホームの施設長は、</p>

条例	規則	厚生労働省令
<p>の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。</p> <p>2 施設長は、職員にこの条例及びこの条例に基づく規則の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。</p>	<p>(生活相談員の責務)</p> <p>第17条 軽費老人ホームの生活相談員は、入所者からの相談に応じるとともに、適切な助言及び必要な支援を行うほか、次に掲げる業務を行わなければならない。</p> <p>(1) 入所者の居宅サービス等の利用に際し、居宅サービス計画（介護保険法第8条第24項に規定する居宅サービス計画をいう。以下同じ。）又は介護予防サービス計画（同法第8条の2第16項に規定する介護予防サービス計画をいう。以下同じ。）の作成等に資するため、居宅介護支援事業（同法第8条第24項に規定する居宅介護支援事業をいう。以下同じ。）又は介護予防支援事業（同法第8条の2第16項に規定する介護予防支援事業をいう。以下同じ。）を行う者との密接な連携を図るほか、居宅サービス等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携を図ること。</p> <p>(2) 条例第14条第2項に規定する苦情の内容等を記録すること。</p> <p>(3) 条例第15条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置について記録すること。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、生活相談員が置かれていない軽費老人ホームにあっては、介護職員が同項各号に掲げる業務を行わなければならない。</p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第18条 軽費老人ホームは、入所者に対し、適切なサービスを提供できるよう、職員の勤務の体制を定めておかなければならない。</p> <p>2 前項の職員の勤務の体制を定めるに当たっては、入所者が安心して日常生活を送るために継続性を重視したサービスを提供できるよう配慮しなければならない。</p> <p>3 軽費老人ホームは、職員の具体的な研修計画を策定するとともに、職員に対し、研修機関又は当該軽費老人ホームが実施する研修その他その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。その際、当該軽費老人ホームは、全ての職員（看護師、准看護師、介護福祉士、</p>	<p>軽費老人ホームの職員の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。</p> <p>2 軽費老人ホームの施設長は、職員に第七条から第九条まで、第十二条から前条まで及び次条から第三十三条の二までの規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。</p> <p>(生活相談員の責務)</p> <p>第二十三条 軽費老人ホームの生活相談員は、入所者からの相談に応じるとともに、適切な助言及び必要な支援を行うほか、次に掲げる業務を行わなければならない。</p> <p>一 入所者の居宅サービス等の利用に際し、居宅サービス計画又は介護予防サービス計画（介護保険法第八条の二第十六項に規定する介護予防サービス計画をいう。以下同じ。）の作成等に資するため、居宅介護支援事業（同法第八条第二十四項に規定する居宅介護支援事業をいう。以下同じ。）又は介護予防支援事業（同法第八条の二第十六項に規定する介護予防支援事業をいう。以下同じ。）を行う者との密接な連携を図るほか、居宅サービス等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携を図ること。</p> <p>二 第三十一条第二項の苦情の内容等の記録を行うこと。</p> <p>三 第三十三条第二項の事故の状況及び事故に際して採った処置についての同条第三項の記録を行うこと。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、生活相談員が置かれていない軽費老人ホームにあっては、介護職員が同項各号に掲げる業務を行わなければならない。</p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第二十四条 軽費老人ホームは、入所者に対し、適切なサービスを提供できるよう、職員の勤務の体制を定めておかなければならない。</p> <p>2 前項の職員の勤務の体制を定めるに当たっては、入所者が安心して日常生活を送るために継続性を重視したサービスを提供できるよう配慮しなければならない。</p> <p>3 軽費老人ホームは、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。その際、当該軽費老人ホームは、全ての職員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これ</p>

条例	規則	厚生労働省令
	<p>介護支援専門員，介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。) に対し，認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>4 軽費老人ホームは，入所者の人権の擁護，高齢者虐待（高齢者虐待の防止，高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）第2条第5項に規定する養介護施設従事者等による高齢者虐待をいう。）の防止等のため，職員に対し，研修の実施その他必要な措置を講じなければならない。</p> <p>5 軽費老人ホームは，適切なサービスの提供を確保する観点から，職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>（業務継続計画の策定等）</p> <p>第18条の2 軽費老人ホームは，感染症や非常災害の発生時において，入所者に対するサービスの提供を継続的に実施するための，及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し，当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 軽費老人ホームは，職員に対し，業務継続計画について周知するとともに，必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。</p> <p>3 軽費老人ホームは，定期的に業務継続計画の見直しを行い，必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。</p> <p>（定員の遵守）</p> <p>第19条 軽費老人ホームは，入所定員及び居室の定員を超えて入所させてはならない。ただし，災害，虐待その他のやむを得ない事情がある場合は，この限りでない。</p> <p>（衛生管理等）</p> <p>第20条 軽費老人ホームは，入所者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について，衛生的な管理に努め，又は衛生上必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 軽費老人ホームは，当該軽費老人ホームにおいて感染症又は食中毒が発生し，又はまん延しないように，次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>（1） 感染症及び食中毒の予防及びま</p>	<p>に類する者を除く。) に対し，認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>4 軽費老人ホームは，適切なサービスの提供を確保する観点から，職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>（業務継続計画の策定等）</p> <p>第二十四条の二 軽費老人ホームは，感染症や非常災害の発生時において，入所者に対するサービスの提供を継続的に実施するための，及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し，当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 軽費老人ホームは，職員に対し，業務継続計画について周知するとともに，必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。</p> <p>3 軽費老人ホームは，定期的に業務継続計画の見直しを行い，必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。</p> <p>（定員の遵守）</p> <p>第二十五条 軽費老人ホームは，入所定員及び居室の定員を超えて入所させてはならない。ただし，災害，虐待その他のやむを得ない事情がある場合は，この限りでない。</p> <p>（衛生管理等）</p> <p>第二十六条 軽費老人ホームは，入所者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について，衛生的な管理に努め，又は衛生上必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 軽費老人ホームは，当該軽費老人ホームにおいて感染症又は食中毒が発生し，又はまん延しないように，次の各号に掲げる措置を講じなければならない。</p>



条例	規則	厚生労働省令
<p>(秘密保持等)</p> <p>第13条 軽費老人ホームの職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。</p> <p>2 軽費老人ホームは、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。</p>	<p>ん延の防止のための指針を整備すること。</p> <p>(2) 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に周知徹底を図ること。</p> <p>(3) 介護職員その他の職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること。</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、別に厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うこと。</p> <p>(協力医療機関等)</p> <p>第21条 軽費老人ホームは、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかなければならない。</p> <p>2 軽費老人ホームは、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。</p> <p>(掲示)</p> <p>第22条 軽費老人ホームは、当該軽費老人ホームの見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、協力医療機関、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示し、又は縦覧に供さなければならない。</p> <p>2 軽費老人ホームは、前項に規定する事項を記載した書面を当該軽費老人ホームに備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。</p>	<p>一 当該軽費老人ホームにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に対し、周知徹底を図ること。</p> <p>二 当該軽費老人ホームにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</p> <p>三 当該軽費老人ホームにおいて、介護職員その他の職員に対し、感染症及び食中毒の予防並びにまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること。</p> <p>四 前各号に掲げるもののほか、別に厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うこと。</p> <p>(協力医療機関等)</p> <p>第二十七条 軽費老人ホームは、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかなければならない。</p> <p>2 軽費老人ホームは、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。</p> <p>(掲示)</p> <p>第二十八条 軽費老人ホームは、当該軽費老人ホームの見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、協力医療機関、利用料その他サービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。</p> <p>2 軽費老人ホームは、前項に規定する事項を記載した書面を当該軽費老人ホームに備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。</p> <p>(秘密保持等)</p> <p>第二十九条 軽費老人ホームの職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。</p> <p>2 軽費老人ホームは、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。</p>

条例	規則	厚生労働省令
<p>(苦情への対応)</p> <p>第14条 軽費老人ホームは、その提供したサービスに関する入所者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 軽費老人ホームは、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しなければならない。</p> <p>3 軽費老人ホームは、その提供したサービスに関し、本市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。</p> <p>4 軽費老人ホームは、本市からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を本市に報告しなければならない。</p> <p>5 軽費老人ホームは、運営適正化委員会が行う法第85条第1項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。</p> <p>(事故発生の防止及び発生時の対応)</p> <p>第15条 軽費老人ホームは、事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。</p> <p>(2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、その事実が報告されるとともに、当該事実の分析を通じた改善策について、職員に周知徹底を図る体制を整備すること。</p> <p>(3) 事故発生の防止のための委員会（テ</p>	<p>(広告)</p> <p>第23条 軽費老人ホームは、当該軽費老人ホームについて広告をする場合は、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。</p> <p>(地域との連携等)</p> <p>第24条 軽費老人ホームは、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。</p> <p>2 軽費老人ホームは、その運営に当たっては、その提供したサービスに関する入所者からの苦情に関して、本市等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の本市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。</p>	<p>(広告)</p> <p>第三十条 軽費老人ホームは、当該軽費老人ホームについて広告をする場合は、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。</p> <p>(苦情への対応)</p> <p>第三十一条 軽費老人ホームは、その提供したサービスに関する入所者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 軽費老人ホームは、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しなければならない。</p> <p>3 軽費老人ホームは、その提供したサービスに関し、都道府県（指定都市及び中核市を含む。以下同じ。）から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。</p> <p>4 軽費老人ホームは、都道府県からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を都道府県に報告しなければならない。</p> <p>5 軽費老人ホームは、法第八十三条に規定する運営適正化委員会が行う法第八十五条第一項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。</p> <p>(地域との連携等)</p> <p>第三十二条 軽費老人ホームは、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。</p> <p>2 軽費老人ホームは、その運営に当たっては、その提供したサービスに関する入所者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。</p> <p>(事故発生の防止及び発生時の対応)</p> <p>第三十三条 軽費老人ホームは、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。</p> <p>一 事故が発生した場合の対応、次号の報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。</p> <p>二 事故が発生した場合又はその危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策について、職員に周知徹底する体制を整備すること。</p> <p>三 事故発生の防止のための委員会（テ</p>

条例	規則	厚生労働省令
<p>テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)及び職員に対する研修を定期的に行うこと。</p> <p>(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</p> <p>2 軽費老人ホームは、入所者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに本市、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>3 軽費老人ホームは、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。</p> <p>4 軽費老人ホームは、入所者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。</p> <p>(虐待の防止)</p> <p>第15条の2 軽費老人ホームは、当該軽費老人ホームにおける虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 当該軽費老人ホームにおける虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的で開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。</p> <p>(2) 当該軽費老人ホームにおける虐待の防止のための指針を整備すること。</p> <p>(3) 当該軽費老人ホームにおいて、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に行うこと。</p> <p>(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</p> <p>(暴力団員等の排除)</p> <p>第16条 施設長は、福岡市暴力団排除条例(平成22年福岡市条例第30号)第2条第2号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は同条第1号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であってはならない。</p> <p>2 軽費老人ホームは、その運営について、暴力団、暴力団員及び暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者の支配を受けてはならない。</p>		<p>テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)及び職員に対する研修を定期的に行うこと。</p> <p>四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</p> <p>2 軽費老人ホームは、入所者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに都道府県、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>3 軽費老人ホームは、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。</p> <p>4 軽費老人ホームは、入所者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。</p> <p>(虐待の防止)</p> <p>第三十三条の二 軽費老人ホームは、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>一 当該軽費老人ホームにおける虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的で開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。</p> <p>二 当該軽費老人ホームにおける虐待の防止のための指針を整備すること。</p> <p>三 当該軽費老人ホームにおいて、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に行うこと。</p> <p>四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</p> <p>第四章 都市型軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準</p> <p>(この章の趣旨)</p> <p>第三十四条 前章の規定にかかわらず、都市型軽費老人ホーム(小規模な軽費老人ホームであって、原則として既成市街地等(租税特別措置法(昭和三十二年法律</p>

条例	規則	厚生労働省令
		<p>第二十六号) 第三十七条第一項の表の第一号の上欄に規定する既成市街地等をいう。)に設置され、かつ、都道府県知事が地域の実情を勘案して指定するものをいう。以下同じ。)の設備及び運営に関する基準については、この章に定めるところによる。</p> <p>(入所定員)</p> <p>第三十五条 都市型軽費老人ホームは、その入所定員を二十人以下とする。</p> <p>(設備の基準)</p> <p>第三十六条 都市型軽費老人ホームの建物(入所者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。)は、耐火建築物又は準耐火建築物でなければならない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、都道府県知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての都市型軽費老人ホームの建物であって、火災時における入所者の安全性が確保されているものと認めるときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。</p> <p>一 スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。</p> <p>二 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。</p> <p>三 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。</p> <p>3 都市型軽費老人ホームには、次の各号に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより、当該都市型軽費老人ホームの効果的な運営を期待することができる場合であって入所者に提供するサービスに支障がないときは設備の一部を、調理業務の全部を委託する場合等にあつては第六号の調理室を設けないことができる。</p> <p>一 居室</p> <p>二 食堂</p> <p>三 浴室</p> <p>四 洗面所</p> <p>五 便所</p>

条例	規則	厚生労働省令
		<p>六 調理室  七 面談室  八 洗濯室又は洗濯場  九 宿直室  十 前各号に掲げるもののほか、事務室  その他運営上必要な設備</p> <p>4 前項第一号、第三号及び第六号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 居室</p> <p>イ 一の居室の定員は、一人とすること。ただし、入所者へのサービスの提供上必要と認められる場合は、二人とすることができる。</p> <p>ロ 地階に設けてはならないこと。</p> <p>ハ 入所者一人当たりの床面積は、七・四三平方メートル（収納設備を除く。）以上とすること。</p> <p>ニ 緊急の連絡のためのブザー又はこれに代わる設備を設けること。</p> <p>二 浴室 老人が入浴するのに適したものとすのほか、必要に応じて、介護を必要とする者が入浴できるようにするための設備を設けること。</p> <p>三 調理室 火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。</p> <p>5 前各項に規定するもののほか、都市型軽費老人ホームの設備の基準は、次に定めるところによる。</p> <p>一 施設内に一斉に放送できる設備を設置すること。</p> <p>二 原則として食堂等の共用部分に入所者が自炊を行うための調理設備を設けることとし、火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。</p> <p>(職員配置の基準)</p> <p>第三十七条 都市型軽費老人ホームに置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。ただし、入所者に提供するサービスに支障がない都市型軽費老人ホームにあつては第四号の栄養士を、調理業務の全部を委託する等の都市型軽費老人ホームにあつては第六号の調理員を置かないことができる。</p> <p>一 施設長 一  二 生活相談員 一以上  三 介護職員 常勤換算方法で一以上  四 栄養士 一以上  五 事務員 一以上  六 調理員その他の職員 当該都市型軽費老人ホームの実情に応じた適当数</p> <p>2 前項の常勤換算方法とは、当該職員のそれぞれの勤務延時間数の総数を当該都市型軽費老人ホームにおいて常勤の職員が勤務する時間数で除することにより常勤の職員の員数に換算する方法をいう。</p> <p>3 第一項第一号の施設長は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならな</p>

条例	規則	厚生労働省令
<p style="text-align: center;">第4章 雑則</p>	<p style="text-align: center;">第3章 雑則</p> <p>(電磁的記録等)</p> <p>第25条 軽費老人ホーム及びその職員は、作成、交付、保存その他これらに類するもののうち、条例及びこの規則の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（次項に規定するものを除く。）</p>	<p>い。ただし、当該都市型軽費老人ホームの管理上支障がない場合には、当該都市型軽費老人ホームの他の職務（第一項第三号の介護職員の職務は除く。）に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。</p> <p>4 第一項第二号の生活相談員は、常勤の者でなければならない。</p> <p>5 指定特定施設入居者生活介護、指定介護予防特定施設入居者生活介護又は指定地域密着型特定施設入居者生活介護を行う都市型軽費老人ホームにあつては、入所者に提供するサービスに支障がないときは、第一項第二号の生活相談員を置かないことができる。</p> <p>6 第一項第五号の事務員は、入所者に提供するサービスに支障がない場合は、置かないことができる。</p> <p>7 夜間及び深夜の時間帯を通じて一以上の職員に宿直勤務又は夜間及び深夜の勤務（宿直勤務を除く。）を行わせなければならない。ただし、当該都市型軽費老人ホームの敷地内に職員宿舎が整備されていること等により、職員が緊急時に迅速に対応できる体制が整備されている場合は、この限りでない。</p> <p>(自炊の支援)</p> <p>第三十八条 都市型軽費老人ホームは、入所者の心身の状況や希望に応じ、自炊を行うための必要な支援を行わなければならない。</p> <p>(準用)</p> <p>第三十九条 第三条から第九条まで及び第十二条から第三十三条の二までの規定は、都市型軽費老人ホームについて準用する。この場合において、第二十二條第二項中「第七条から第九条まで、第十二条から前条まで及び次条から第三十三条の二まで」とあるのは「第三十八条並びに第三十九条において準用する第七条から第九条まで及び第十二条から第三十三条の二まで」と読み替えるものとする。</p> <p style="text-align: center;">第五章 雑則</p> <p>(電磁的記録等)</p> <p>第四十条 軽費老人ホーム及びその職員は、作成、交付、保存その他これらに類するもののうち、この省令の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（次項に規定するものを除く。）につ</p>

条例	規則	厚生労働省令
<p>（委任）</p> <p>第 17 条 この条例に定めるもののほか、軽費老人ホームの設備及び運営の基準は、規則で定める。</p> <p>附 則 （施行期日）</p> <p>1 この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>（経過措置）</p> <p>2 この条例の施行の際現に存する軽費老人ホーム（基本的な設備が完成しているものを含み、この条例の施行の日以後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）については、第 6 条第 3 項第 10 号の規定は、適用しない。</p> <p>（軽費老人ホーム A 型に関する特例）</p> <p>3 平成 20 年 6 月 1 日前から引き続き存する軽費老人ホーム（同日以後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）のうち、軽費老人ホーム A 型（次項から附則第 16 項までの規定に適合する軽費老人ホームをいう。以下同じ。）に該当するものとして市長が指定するものについては、第 2 章及び第 3 章の規定にかかわらず、次項から附則第 16 項までに定めるところによる。</p> <p>（軽費老人ホーム A 型に係る基本方針）</p> <p>4 軽費老人ホーム A 型は、無料又は低額な料金で、高齢等のため独立して生活するには不安が認められる者を入所させ、食事の提供、入浴等の準備、相談及び援</p>	<p>については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。</p> <p>2 軽費老人ホーム及びその職員は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、条例及びこの規則の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。</p> <p>附 則 （施行期日）</p> <p>1 この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>（軽費老人ホーム A 型に関する特例）</p> <p>2 平成 20 年 6 月 1 日前から引き続き存する軽費老人ホーム（同日以後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）のうち、軽費老人ホーム A 型に該当するものとして市長が指定するものについては、第 2 章の規定にかかわらず、次項から附則第 23 項までに定めるところによる。</p>	<p>いては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。</p> <p>2 軽費老人ホーム及びその職員は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この省令の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。</p> <p>附 則 抄 （施行期日）</p> <p>第一条 この省令は、平成二十年六月一日から施行する。</p> <p>（経過的軽費老人ホーム）</p> <p>第二条 この省令の施行の際現に存する軽費老人ホーム（この省令の施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）のうち、次のいずれかに該当するものとして都道府県知事が指定するものについては、第二条から第三十三条の二までの規定にかかわらず、次条から附則第十七条の定めるところによる。</p> <p>一 軽費老人ホーム A 型（附則第三条から附則第十条までの規定に適合する軽費老人ホームをいう。以下同じ。）</p> <p>二 軽費老人ホーム B 型（附則第十一条から附則第十七条までの規定に適合する軽費老人ホームをいう。以下同じ。）</p> <p>（軽費老人ホーム A 型に係る基本方針）</p> <p>第三条 軽費老人ホーム A 型は、無料又は低額な料金で、高齢等のため独立して生活するには不安が認められる者を入所させ、食事の提供、入浴等の準備、相談及び援</p>

条例	規則	厚生労働省令
<p>助、健康管理、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上必要な便宜を提供することにより、入所者が安心して生き生きと明るく生活できるようにすることを旨とするものでなければならない。</p> <p>5 軽費老人ホームA型は、入所者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立ってサービスの提供を行うように努めなければならない。</p> <p>6 軽費老人ホームA型は、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員による適切なサービスの提供に努めるとともに、本市、老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。</p> <p>7 軽費老人ホームA型は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</p> <p>(軽費老人ホームA型の規模)</p> <p>8 軽費老人ホームA型は、50人以上の人員を入所させることができる規模を有しなければならない。</p> <p>(軽費老人ホームA型の設備)</p> <p>9 軽費老人ホームA型の建物（入所者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。）は、耐火建築物又は準耐火建築物でなければならない。</p> <p>10 前項の規定にかかわらず、市長が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、規則で定める要件を満たす木造かつ平屋建ての建物であって、火災に係る入所者の安全性が確保されていると認めるときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。</p>	<p>(軽費老人ホームA型の設備)</p> <p>3 条例附則第10項の要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。</p> <p>(1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。</p> <p>(2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。</p> <p>(3) 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可</p>	<p>び援助、健康管理、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上必要な便宜を提供することにより、入所者が安心して生き生きと明るく生活できるようにすることを旨とするものでなければならない。</p> <p>2 軽費老人ホームA型は、入所者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立ってサービスの提供を行うように努めなければならない。</p> <p>3 軽費老人ホームA型は、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員による適切なサービスの提供に努めるとともに、市町村、老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。</p> <p>4 軽費老人ホームA型は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</p> <p>(軽費老人ホームA型の規模)</p> <p>第四条 軽費老人ホームA型は、五十人以上の人員を入所させることができる規模を有しなければならない。</p> <p>(軽費老人ホームA型の設備の基準)</p> <p>第五条 軽費老人ホームA型の建物（入所者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。）は、耐火建築物又は準耐火建築物でなければならない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、都道府県知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての建物であって、火災時における入所者の安全性が確保されているものと認めるときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。</p> <p>一 スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。</p> <p>二 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。</p> <p>三 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能な</p>



条例	規則	厚生労働省令
<p>11 軽費老人ホームA型には、次に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより、当該軽費老人ホームA型の効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者に提供するサービスに支障がないときは、次に掲げる設備の一部を設けないことができる。</p> <p>(1) 居室                      (2) 談話室、娯楽室又は集会室                      (3) 静養室                      (4) 食堂                      (5) 浴室                      (6) 洗面所                      (7) 便所                      (8) 医務室                      (9) 調理室                      (10) 職員室                      (11) 面談室                      (12) 洗濯室又は洗濯場                      (13) 宿直室                      (14) 前各号に掲げるもののほか、事務室その他の運営上必要な設備</p>	<p>能なものであること。</p>	<p>ものであること。</p> <p>3 軽費老人ホームA型には、次の各号に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより、当該軽費老人ホームA型の効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者に提供するサービスに支障がないときは、設備の一部を設けないことができる。</p> <p>一 居室                      二 談話室、娯楽室又は集会室                      三 静養室                      四 食堂                      五 浴室                      六 洗面所                      七 便所                      八 医務室                      九 調理室                      十 職員室                      十一 面談室                      十二 洗濯室又は洗濯場                      十三 宿直室                      十四 前各号に掲げるもののほか、事務室その他の運営上必要な設備</p>
<p>12 前項各号に掲げる設備その他軽費老人ホームA型の設備に関し必要な基準は、規則で定める。</p>	<p>4 条例附則第11項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 居室                      ア 一の居室の定員は、原則として1人とする事。                      イ 地階に設けてはならないこと。                      ウ 収納設備を除く入所者1人当たりの床面積は、6.6平方メートル以上とすること。                      (2) 浴室 入所者が入浴するのに適したものとするほか、必要に応じて、介護を必要とする者が入浴できるようにするための設備を設けること。                      (3) 医務室 医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第2項に規定する診療所とすること。                      (4) 調理室 火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。</p> <p>5 軽費老人ホームA型は、入所者の安全性を確保するために必要な箇所に手すりを設けなければならない。</p>	<p>4 前項第一号、第五号、第八号及び第九号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 居室                      イ 一の居室の定員は、原則として一人とすること。                      ロ 地階に設けてはならないこと。                      ハ 入所者一人当たりの床面積は、六・六平方メートル(収納設備を除く。)以上とすること。                      二 浴室 老人が入浴するのに適したものとするほか、必要に応じて、介護を必要とする者が入浴できるようにするための設備を設けること。                      三 医務室 医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第一条の五第二項に規定する診療所とすること。                      四 調理室 火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。</p>
<p>(軽費老人ホームA型の職員配置の基準)</p> <p>13 軽費老人ホームA型は、次に掲げる職員を置かなければならない。ただし、併設する特別養護老人ホームの栄養士、事務員、医師又は調理員その他の職員との連携を図ることにより効果的な運営を期待することができる軽費老人ホームA型(入所者に提供されるサービスに支障がない場合に限る。)にあっては第5号の栄養士、第6号の事務員、第7号の医師又</p>	<p>(軽費老人ホームA型の職員配置の基準)</p> <p>6 条例附則第13項各号に掲げる職員の員数は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める員数とする。</p>	<p>(軽費老人ホームA型の職員配置の基準)</p> <p>第六条 軽費老人ホームA型に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。ただし、併設する特別養護老人ホームの栄養士、事務員、医師又は調理員その他の職員との連携を図ることにより効果的な運営を期待することができる軽費老人ホームA型(入所者に提供されるサービスに支障がない場合に限る。)にあっては第五号の栄養士、第六号の事務員、第</p>

条例	規則	厚生労働省令
<p>は第8号の調理員その他の職員を、調理業務の全部を委託する軽費老人ホームA型にあつては第8号の調理員を置かないことができる。</p> <p>(1) 施設長 (2) 生活相談員</p> <p>(3) 介護職員</p> <p>(4) 看護職員（看護師又は准看護師をいう。）</p> <p>(5) 栄養士 (6) 事務員 (7) 医師</p> <p>(8) 調理員その他の職員</p>	<p>(1) 施設長 1 (2) 生活相談員 ア 生活相談員の数は、次のとおりとすること。 (ア) 入所者の数が170以下の軽費老人ホームA型にあつては、常勤換算方法（当該職員のそれぞれの勤務延時間数の総数を当該軽費老人ホームA型において常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより常勤の職員の員数に換算する方法をいう。以下この項及び次項において同じ。）で、1以上 (イ) 入所者の数が170を超える軽費老人ホームA型にあつては、常勤換算方法で、2以上 イ 生活相談員のうち主任生活相談員を1。ただし、他の社会福祉施設等に併設されていない軽費老人ホームA型であつて入所者の数が50以下のものにあつては、この限りでない。</p> <p>(3) 介護職員 ア 介護職員の数は、次のとおりとすること。 (ア) 入所者の数が80以下の軽費老人ホームA型にあつては、常勤換算方法で、4以上 (イ) 入所者の数が80を超えて200以下の軽費老人ホームA型にあつては、常勤換算方法で、4に入所者の数が80を超えて20又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上 (ウ) 入所者の数が200を超える軽費老人ホームA型にあつては、常勤換算方法で、10に実情に応じた適当数を加えて得た数 イ 介護職員のうち主任介護職員を1</p> <p>(4) 看護職員 ア 入所者の数が130以下の軽費老人ホームA型にあつては、常勤換算方法で、1以上 イ 入所者の数が130を超える軽費老人ホームA型にあつては、常勤換算方法で、2以上</p> <p>(5) 栄養士 1以上 (6) 事務員 2以上 (7) 医師 入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数 (8) 調理員その他の職員 当該軽費老人ホームA型の実情に応じた適当数</p>	<p>七号の医師又は第八号の調理員その他の職員を、調理業務の全部を委託する軽費老人ホームA型にあつては第八号の調理員を置かないことができる。</p> <p>一 施設長 一 二 生活相談員 イ 生活相談員の数は、次のとおりとすること。 (1) 入所者の数が百七十以下の軽費老人ホームA型にあつては、常勤換算方法で、一以上 (2) 入所者の数が百七十を超える軽費老人ホームA型にあつては、常勤換算方法で、二以上 ロ 生活相談員のうち一人を主任生活相談員とすること。ただし、他の社会福祉施設等に併設されていない軽費老人ホームA型であつて入所者の数が五十以下のものにあつては、この限りでない。</p> <p>三 介護職員 イ 介護職員の数は、次のとおりとすること。 (1) 入所者の数が八十以下の軽費老人ホームA型にあつては、常勤換算方法で、四以上 (2) 入所者の数が八十を超えて二百以下の軽費老人ホームA型にあつては、常勤換算方法で、四に入所者の数が八十を超えて二十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上 (3) 入所者の数が二百を超える軽費老人ホームA型にあつては、常勤換算方法で、十に実情に応じた適当数を加えて得た数 ロ 介護職員のうち一人を主任介護職員とすること。</p> <p>四 看護職員（看護師又は准看護師をいう。以下同じ。） イ 入所者の数が百三十以下の軽費老人ホームA型にあつては、常勤換算方法で、一以上 ロ 入所者の数が百三十を超える軽費老人ホームA型にあつては、常勤換算方法で、二以上</p> <p>五 栄養士 一以上 六 事務員 二以上 七 医師 入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数 八 調理員その他の職員 当該軽費老人ホームA型の実情に応じた適当数</p>

条例	規則	厚生労働省令
<p>14 前項各号に掲げる職員に関し必要な基準は、規則で定める。</p>	<p>7 前項第2号から第4号までの規定にかかわらず、指定特定施設入居者生活介護、指定介護予防特定施設入居者生活介護又は指定地域密着型特定施設入居者生活介護を行う軽費老人ホームA型に置くべき生活相談員、介護職員及び看護職員の員数は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める員数とする。</p> <p>(1) 生活相談員 入所者の数が170を超える軽費老人ホームA型にあつては、1以上</p> <p>(2) 介護職員</p> <p>ア 介護職員の数は、次のとおりとすること。</p> <p>(ア) 一般入所者の数が20以下の軽費老人ホームA型にあつては、常勤換算方法で、1以上</p> <p>(イ) 一般入所者の数が20を超えて30以下の軽費老人ホームA型にあつては、常勤換算方法で、2以上</p> <p>(ウ) 一般入所者の数が30を超えて40以下の軽費老人ホームA型にあつては、常勤換算方法で、3以上</p> <p>(エ) 一般入所者の数が40を超えて80以下の軽費老人ホームA型にあつては、常勤換算方法で、4以上</p> <p>(オ) 一般入所者の数が80を超えて200以下の軽費老人ホームA型にあつては、常勤換算方法で、4に一般入所者の数が80を超えて20又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上</p> <p>(カ) 一般入所者の数が200を超える軽費老人ホームA型にあつては、常勤換算方法で、10に実情に応じた適当数を加えて得た数</p> <p>イ 一般入所者の数が40を超える軽費老人ホームA型にあつては、介護職員のうち主任介護職員を1</p> <p>(3) 看護職員</p> <p>ア 一般入所者の数が130以下の軽費老人ホームA型にあつては、1以上</p> <p>イ 一般入所者の数が130を超える軽費老人ホームA型にあつては、2以上</p> <p>8 前2項の入所者及び一般入所者の数は、前年度の平均値とする。ただし、再開の場合は、推定数による。</p>	<p>2 前項第二号から第四号までの規定にかかわらず、指定特定施設入居者生活介護、指定介護予防特定施設入居者生活介護又は指定地域密着型特定施設入居者生活介護を行う軽費老人ホームA型に置くべき生活相談員、介護職員及び看護職員は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>一 生活相談員 入所者の数が百七十を超える軽費老人ホームA型にあつては、一以上</p> <p>二 介護職員</p> <p>イ 介護職員の数は、次のとおりとすること。</p> <p>(1) 一般入所者の数が二十以下の軽費老人ホームA型にあつては、常勤換算方法で、一以上</p> <p>(2) 一般入所者の数が二十を超えて三十以下の軽費老人ホームA型にあつては、常勤換算方法で、二以上</p> <p>(3) 一般入所者の数が三十を超えて四十以下の軽費老人ホームA型にあつては、常勤換算方法で、三以上</p> <p>(4) 一般入所者の数が四十を超えて八十以下の軽費老人ホームA型にあつては、常勤換算方法で、四以上</p> <p>(5) 一般入所者の数が八十を超えて二百以下の軽費老人ホームA型にあつては、常勤換算方法で、四に一般入所者の数が八十を超えて二十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上</p> <p>(6) 一般入所者の数が二百を超える軽費老人ホームA型にあつては、常勤換算方法で、十に実情に応じた適当数を加えて得た数</p> <p>ロ 一般入所者の数が四十を超える軽費老人ホームA型にあつては、介護職員のうち一人を主任介護職員とすること。</p> <p>三 看護職員</p> <p>イ 一般入所者の数が百三十以下の軽費老人ホームA型にあつては、一以上</p> <p>ロ 一般入所者の数が百三十を超える軽費老人ホームA型にあつては、二以上</p> <p>3 前二項の入所者及び一般入所者の数は、前年度の平均値とする。ただし、再開の場合は、推定数による。</p> <p>4 第一項及び第二項の常勤換算方法とは、当該職員のそれぞれの勤務延時間数の総数を当該軽費老人ホームA型において常勤の職員が勤務する時間数で除することにより常勤の職員の員数に換算する</p>

条例	規則	厚生労働省令
	<p>9 附則第6項第1号の施設長は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該軽費老人ホームA型の管理上支障がない場合には、同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。</p> <p>10 附則第6項第2号及び附則第7項第1号の生活相談員（主任生活相談員が配置されているときは、当該主任生活相談員）のうち1人以上は、常勤でなければならない。</p> <p>11 附則第6項第3号イ及び附則第7項第2号イの主任介護職員は、常勤でなければならない。</p> <p>12 附則第6項第4号及び附則第7項第3号イの看護職員のうち1人以上は、常勤でなければならない。</p> <p>13 附則第6項第5号の栄養士は、常勤でなければならない。</p> <p>14 附則第6項第6号の事務員のうち1人（入所定員が110人を超える軽費老人ホームA型にあっては、2人）は、常勤でなければならない。</p> <p>15 夜間及び深夜の時間帯を通じて1人以上の職員に宿直勤務又は夜間及び深夜の勤務（宿直勤務を除く。）を行わせなければならない。</p> <p>（軽費老人ホームA型の利用料の受領）</p> <p>16 軽費老人ホームA型は、入所者から利用料として、次に掲げる費用の支払を受けることができる。</p> <p>（1） サービスの提供に要する費用（入所者の所得の状況その他の事情を勘案して徴収すべき費用として市長が定める額に限る。）</p> <p>（2） 生活費（食材料費及び共用部分に係る光熱水費に限る。）</p> <p>（3） 居室に係る光熱水費</p> <p>（4） 入所者が選定する特別なサービスの提供を行ったことに伴い必要となる費用</p> <p>（5） 前各号に掲げるもののほか、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、入所者に負担させることが適当と認められるもの</p> <p>17 軽費老人ホームA型は、前項各号に掲げる費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入所者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、入所者の同意を得なければならない。</p> <p>18 附則第16項第2号の生活費は、地域の実情、物価の変動その他の事情を勘案して市長が定める額を上限額とする。</p> <p>（軽費老人ホームA型における健康管</p>	<p>方法をいう。</p> <p>5 第一項第一号の施設長は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該軽費老人ホームA型の管理上支障がない場合には、同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。</p> <p>6 第一項第二号及び第二項第一号の生活相談員（主任生活相談員が配置されているときは当該主任生活相談員）のうち1人以上は、常勤の者でなければならない。</p> <p>7 第一項第三号ロ及び第二項第二号ロの主任介護職員は、常勤の者でなければならない。</p> <p>8 第一項第四号及び第二項第三号ロの看護職員のうち1人以上は、常勤の者でなければならない。</p> <p>9 第一項第五号の栄養士は、常勤の者でなければならない。</p> <p>10 第一項第六号の事務員のうち一人（入所定員が百十人を超える軽費老人ホームA型にあっては、二人）は、常勤の者でなければならない。</p> <p>11 夜間及び深夜の時間帯を通じて一以上の職員に宿直勤務又は夜間及び深夜の勤務（宿直勤務を除く。）を行わせなければならない。</p> <p>（軽費老人ホームA型の利用料の受領）</p> <p>第七条 軽費老人ホームA型は、入所者から利用料として、次に掲げる費用の支払を受けることができる。</p> <p>一 サービスの提供に要する費用（入所者の所得の状況その他の事情を勘案して徴収すべき費用として都道府県知事が定める額に限る。）</p> <p>二 生活費（食材料費及び共用部分に係る光熱水費に限る。）</p> <p>三 居室に係る光熱水費</p> <p>四 入所者が選定する特別なサービスの提供を行ったことに伴い必要となる費用</p> <p>五 前各号に掲げるもののほか、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、入所者に負担させることが適当と認められるもの</p> <p>2 軽費老人ホームA型は、前項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入所者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、入所者の同意を得なければならない。</p> <p>3 第一項第二号の生活費は、地域の実情、物価の変動その他の事情を勘案して都道府県知事が定める額を上限額とする。</p> <p>（軽費老人ホームA型における健康管</p>

条例	規則	厚生労働省令
<p>(準用)</p> <p>15 第4条, 第5条及び第8条から第16条までの規定は, 軽費老人ホームA型について準用する。</p>	<p>理)</p> <p>19 軽費老人ホームA型は, 入所者について, その入所時及び毎年定期的に2回以上健康診断を行わなければならない。</p> <p>(軽費老人ホームA型における生活相談員の責務)</p> <p>20 軽費老人ホームA型の生活相談員は, 入所者からの相談に応じるとともに, 適切な助言及び必要な支援を行うほか, 次に掲げる業務を行わなければならない。</p> <p>(1) 入所者の居宅サービス等の利用に際し, 居宅サービス計画又は介護予防サービス計画の作成等に資するため, 居宅介護支援事業又は介護予防支援事業を行う者との密接な連携を図るほか, 居宅サービス等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者と連携を図ること。</p> <p>(2) 条例附則第15項において準用する条例第14条第2項に規定する苦情の内容等を記録すること。</p> <p>(3) 条例附則第15項において準用する条例第15条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置について記録すること。</p> <p>21 主任生活相談員は, 前項に規定する業務のほか, 軽費老人ホームA型への入所に際しての調整, 他の生活相談員に対する技術指導等の内容の管理を行わなければならない。</p> <p>22 前2項の規定にかかわらず, 主任生活相談員が置かれていない軽費老人ホームA型にあつては生活相談員又は主任介護職員が, 生活相談員及び主任介護職員が置かれていない軽費老人ホームA型にあつては介護職員が, 前2項の業務を行わなければならない。</p> <p>(準用)</p> <p>23 第3条から第7条まで, 第10条, 第11条, 第13条から第15条まで及び第18条から第24条までの規定は, 軽費老人ホームA型について準用する。この場合において, 第4条第2項中「第17条第1項」とあるのは「附則第20項」と, 第7条第2項第3号中「第11条第5項第3号」とあるのは「附則第14項において準用する条例第11条第5項第3号」と, 同項第4号中「第14条第2項」とあるのは「附則第14項において準用する条例第14条第2項」と, 同項第5号中「第15条第3項」とあるのは「附則第14項において準用する条例第15条第3項」と, 第10条第1項中「第8条第1項」とあるのは「附則第14項において準用する条例第8条第1項」と読み替えるものとする。</p>	<p>理)</p> <p>第八条 軽費老人ホームA型は, 入所者について, その入所時及び毎年定期的に二回以上健康診断を行わなければならない。</p> <p>(軽費老人ホームA型における生活相談員の責務)</p> <p>第九条 軽費老人ホームA型の生活相談員は, 入所者からの相談に応じるとともに, 適切な助言及び必要な支援を行うほか, 次に掲げる業務を行わなければならない。</p> <p>一 入所者の居宅サービス等の利用に際し, 居宅サービス計画又は介護予防サービス計画の作成等に資するため, 居宅介護支援事業又は介護予防支援事業を行う者との密接な連携を図るほか, 居宅サービス等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携を図ること。</p> <p>二 次条において準用する第三十一条第二項の苦情の内容等の記録を行うこと。</p> <p>三 次条において準用する第三十三条第二項の事故の状況及び事故に際して採った処置についての同条第三項の記録を行うこと。</p> <p>2 主任生活相談員は, 前項に規定する業務のほか, 軽費老人ホームA型への入所に際しての調整, 他の生活相談員に対する技術指導等の内容の管理を行わなければならない。</p> <p>3 前二項の規定にかかわらず, 主任生活相談員が置かれていない軽費老人ホームA型にあつては生活相談員又は主任介護職員が, 生活相談員及び主任介護職員が置かれていない軽費老人ホームA型にあつては介護職員が, 前二項の業務を行わなければならない。</p> <p>(準用)</p> <p>第十条 第三条から第九条まで, 第十二条から第十五条まで, 第十七条から第二十条まで, 第二十二條及び第二十四条から第三十三條の二までの規定は, 軽費老人ホームA型について準用する。この場合において, 第二十二條第二項中「第七条から第九条まで, 第十二條から前條まで及び次條から第三十三條の二まで」とあるのは「附則第七条から附則第九条まで並びに附則第十条において準用する第七条から第九条まで, 第十二條から第十五條まで, 第十七條から第二十条まで及び第二十四条から第三十三條の二まで」と読み替えるものとする。</p>

条例	規則	厚生労働省令
<p>(委任)</p> <p>16 附則第4項から前項までに定めるもののほか、軽費老人ホームA型の設備及び運営の基準に関し必要な事項は、規則で定める。</p>		<p>(軽費老人ホームB型に係る基本方針)</p> <p>第十一条 軽費老人ホームB型は、無料又は低額な料金で、身体機能等の低下等が認められる者（自炊ができない程度の身体機能等の低下等が認められる者を除く。）又は高齢等のため独立して生活するには不安が認められる者を入所させ、入浴等の準備、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上必要な便宜を提供することにより、入所者が安心して生き生きと明るく生活できるようにすることを目指すものでなければならない。</p> <p>2 軽費老人ホームB型は、入所者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立ってサービスの提供を行うように努めなければならない。</p> <p>3 軽費老人ホームB型は、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員による適切なサービスの提供に努めるとともに、市町村、老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。</p> <p>4 軽費老人ホームB型は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</p> <p>(軽費老人ホームB型に係る規模)</p> <p>第十二条 軽費老人ホームB型は、五十人以上（他の老人福祉施設に併設する場合にあっては、二十人以上）の人員を入所させることができる規模を有しなければならない。</p> <p>(軽費老人ホームB型の設備の基準)</p> <p>第十三条 軽費老人ホームB型の建物（入所者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。）は、耐火建築物又は準耐火建築物でなければならない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、都道府県知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての建物であって、火災時における入所者の安全性が確保されているものと認めるときは、耐火建築物又は準耐火</p>

条例	規則	厚生労働省令
		<p>建築物とすることを要しない。</p> <p>一 スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。</p> <p>二 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。</p> <p>三 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。</p> <p>3 軽費老人ホームB型には、次の各号に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより、当該軽費老人ホームB型の効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者に提供するサービスに支障がないときは、設備の一部を設けないことができる。</p> <p>一 居室</p> <p>二 談話室、娯楽室又は集会室</p> <p>三 浴室</p> <p>四 便所</p> <p>五 面談室</p> <p>六 洗濯室又は洗濯場</p> <p>七 管理人居室</p> <p>八 前各号に掲げるもののほか、運営上必要な設備</p> <p>4 前項第一号、第三号及び第七号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 居室</p> <p>イ 一の居室の定員は、一人とすること。ただし、入所者へのサービスの提供上必要と認められる場合は、二人とすることができる。</p> <p>ロ 地階に設けてはならないこと。</p> <p>ハ 一の居室の床面積は、十六・五平方メートル以上とすること。ただし、イただし書の場合にあっては、二十四・八平方メートル以上とすること。</p> <p>ニ 洗面所及び調理設備を設けること。</p> <p>ホ 調理設備について、火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。</p> <p>二 浴室 老人が入浴するのに適したものとするほか、必要に応じて、介護を必要とする者が入浴できるようにするための設備を設けること。</p> <p>三 管理人居室 宿直を置く軽費老人ホームB型にあっては、宿直室をもってこれに代えることができる。</p>

条例	規則	厚生労働省令
		<p>(軽費老人ホームB型の職員配置の基準)</p> <p>第十四条 軽費老人ホームB型には、次の各号に掲げる職員を置かなければならない。</p> <p>一 施設長 一</p> <p>二 当該軽費老人ホームB型の管理を行う職員 当該軽費老人ホームB型の実情に応じた適當数</p> <p>三 入所者の生活、身上に関する相談及び助言並びに日常生活の世話をを行う職員 当該軽費老人ホームB型の実情に応じた適當数</p> <p>2 前項第一号の施設長は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該軽費老人ホームB型の管理上支障がない場合には、同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。</p> <p>3 第一項第二号の管理を行う職員のうち一人以上は、常勤の者でなければならない。</p> <p>4 夜間及び深夜の時間帯を通じて一以上の職員に宿直勤務又は夜間及び深夜の勤務（宿直勤務を除く。）を行わせなければならない。ただし、当該軽費老人ホームB型の敷地内に職員が居住していることにより、当該職員が緊急時に迅速に対応できる体制が整備されている場合は、この限りでない。</p> <p>(軽費老人ホームB型の利用料の受領)</p> <p>第十五条 軽費老人ホームB型は、入所者から利用料として、次に掲げる費用の支払を受けることができる。</p> <p>一 サービスの提供に要する費用（入所者の所得の状況その他の事情を勘案して徴収すべき費用として都道府県知事が定める額に限る。）</p> <p>二 居住に要する費用（次号の費用を除く。）</p> <p>三 居室に係る光熱水費</p> <p>四 入所者が選定する特別なサービスの提供を行ったことに伴い必要となる費用</p> <p>五 前各号に掲げるもののほか、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、入所者に負担させることが適當と認められるもの</p> <p>2 軽費老人ホームB型は、前項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入所者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、入所者の同意を得なければならない。</p> <p>(軽費老人ホームB型における自炊の支</p>



条例	規則	厚生労働省令
	<p style="text-align: center;">附則</p> <p>1 この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。</p>	<p>援等)</p> <p>第十六条 軽費老人ホームB型は、入所者が自炊を行うために必要な支援を行わなければならない。</p> <p>2 軽費老人ホームB型は、一時的な疾病等により入所者の日常生活に支障がある場合には、入所者に対し、介助、給食サービス等日常生活上の世話をを行うよう努めなければならない。</p> <p>(準用)</p> <p>第十七条 第三条から第五条第一項まで、第六条から第九条まで、第十二条から第十五条まで、第十七条、第十九条から第二十二条まで及び第二十四条から第三十三條の二までの規定は、軽費老人ホームB型について準用する。この場合において、第二十二條第二項中「第七條から第九條まで、第十二條から前條まで及び次條から第三十三條の二まで」とあるのは「附則第十五條及び附則第十六條並びに附則第十七條において準用する第七條から第九條まで、第十二條から第十五條まで、第十七條、第十九條から第二十二條まで及び第二十四條から第三十三條の二まで」と読み替えるものとする。</p> <p>附 則 (平成二〇年九月一日厚生労働省令第一三七号) この省令は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則 (平成二二年三月三十一日厚生労働省令第四六号) この省令は、平成二十二年四月一日から施行する。</p> <p>附 則 (平成二三年一二月二一日厚生労働省令第一五〇号) 抄 (施行期日) 第一条 この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。</p> <p>附 則 (平成二四年一月三〇日厚生労働省令第一一号) 抄 (施行期日) 第一条 この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。</p> <p>附 則 (平成二七年三月三十一日厚生労働省令第五七号) 抄 (施行期日) 第一条 この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。</p>

条例	規則	厚生労働省令
<p>附則</p> <p>1 この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。</p>	<p>附則</p> <p>1 この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。</p>	<p>附 則（平成二八年二月五日厚生労働省令第一四号）抄 （施行期日）</p> <p>第一条 この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。</p>
<p>附則</p> <p>（施行期日）</p> <p>1 この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。</p>	<p>附則</p> <p>1 この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。</p>	<p>附 則（平成三十年一月十八日厚生労働省令第四号）抄 （施行期日）</p> <p>第一条 この省令は平成三十年四月一日から施行する。ただし、第一条中居宅サービス等基準第百九十九条第一号の改正規定、第二条中指定居宅介護支援等基準第十三条第十八号の次に一号を加える改正規定及び第四条中介護予防サービス等基準第二百七十八条第一号の改正規定は、平成三十年十月一日から施行する。</p>
<p>附則</p> <p>（施行期日）</p> <p>1 この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。</p>	<p>附則</p> <p>（施行期日）</p> <p>1 この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。</p>	<p>附 則（令和三年一月二十五日厚生労働省令第九号）抄 （施行期日）</p> <p>第一条 この省令は令和三年四月一日から施行する。ただし、第二条中指定居宅介護支援等基準第十三条第十八号の二の次に一号を加える改正規定は、令和三年十月一日から施行する。</p>
<p>（虐待の防止に係る経過措置）</p> <p>2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和 6 年 3 月 31 日までの間、この条例による改正後の福岡市軽費老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例（以下「改正後の条例」という。）第 3 条第 4 項、第 15 条の 2（改正後の条例附則第 15 項において準用する場合を含む。）及び附則第 7 項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。</p> <p>（業務継続計画の策定等に係る経過措置）</p> <p>3 施行日から令和 6 年 3 月 31 日までの間、改正後の規則第 18 条の 2（改正後の規則附則第 23 項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同条第 1 項中「講じなければ」とあるのは「講</p>	<p>（虐待の防止に係る経過措置）</p> <p>2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）から令和 6 年 3 月 31 日までの間、この規則による改正後の福岡市軽費老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）第 6 条（改正後の規則附則第 23 項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同条中「、次に」とあるのは「、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」とする。</p> <p>（業務継続計画の策定等に係る経過措置）</p> <p>3 施行日から令和 6 年 3 月 31 日までの間、改正後の規則第 18 条の 2（改正後の規則附則第 23 項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同条第 1 項中「講じなければ」とあるのは「講</p>	<p>（虐待の防止に係る経過措置）</p> <p>第二条 この省令の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、改正後の軽費老人ホーム基準（以下「新軽費老人ホーム基準」という。）第二条第四項、第三十三条の二（新軽費老人ホーム基準第三十九条、附則第十条及び附則第十七条において準用する場合を含む。）、附則第三条第四項及び附則第十一条第四項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるように努めなければ」とし、新軽費老人ホーム基準第七条（新軽費老人ホーム基準第三十九条、附則第十条及び附則第十七条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「、次に」とあるのは「、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」とする。</p> <p>（業務継続計画の策定等に係る経過措置）</p> <p>第三条 この省令の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、新軽費老人ホーム基準第二十四条の二（新軽費老人ホーム基準第三十九条、附則第十条及び附則第十七条において準用する場合を含む。）</p>

条例	規則	厚生労働省令
<p>(事故発生の防止及び発生時の対応に係る経過措置)</p> <p>3 施行日から起算して6月を経過する日までの間、改正後の条例第15条第1項(改正後の条例附則第15項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、改正後の条例第15条第1項中「次に掲げる措置を講じなければ」とあるのは、「第1号から第3号までに掲げる措置を講じるとともに、第4号に掲げる措置を講じるよう努めなければ」とする。</p>	<p>じよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。</p> <p>(認知症に係る基礎的な研修の受講に関する経過措置)</p> <p>4 施行日から令和6年3月31日までの間、改正後の規則第18条第3項(改正後の規則附則第23項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同条第3項中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。</p> <p>(感染症の予防及びまん延の防止のための訓練に係る経過措置)</p> <p>5 施行日から令和6年3月31日までの間、改正後の規則第20条第2項第3号(改正後の規則附則第23項において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、軽費老人ホームは、その介護職員その他の職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的実施するとともに、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めるものとする。</p>	<p>の規定の適用については、この規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。</p> <p>(認知症に係る基礎的な研修の受講に関する経過措置)</p> <p>第五条 この省令の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、新軽費老人ホーム基準第二十四条第三項(新軽費老人ホーム基準第三十九条、附則第十条及び附則第十七条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」とする。</p> <p>(事故発生の防止及び発生時の対応に係る経過措置)</p> <p>第十条 この省令の施行の日から起算して六月を経過する日までの間、新軽費老人ホーム基準第三十三条第一項(新軽費老人ホーム基準第三十九条、附則第十条及び附則第十七条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「次の各号に定める措置を講じなければ」とあるのは「次の第一号から第三号までに定める措置を講じるとともに、次の第四号に定める措置を講じるよう努めなければ」とする。</p> <p>(介護保険施設等における感染症の予防及びまん延の防止のための訓練に係る経過措置)</p> <p>第十一条 この省令の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、新軽費老人ホーム基準第二十六条第二項第三号(新軽費老人ホーム基準第三十九条、附則第十条及び附則第十七条において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、軽費老人ホームは、その従事者又は職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的実施するとともに、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めるものとする。</p>